

社会福祉法人報恩積善会 ふれあいホール利用に関する要項

（目的）

第1条 この要項は、各種社会福祉団体の交流、地域福祉の活動、地域住民の集いや多目的な活動等を促進し、もって社会福祉の推進を図る目的のための施設である養護老人ホーム報恩積善会の多目的ホール（ふれあいホール 以下「ホール」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

（利用対象）

第2条 施設が認めた者で団体又は個人を問わず使用できる。

（利用日）

第3条 ホールを利用することができる日は、当該施設の活動がない日とする。

（利用時間）

第4条 ホールの利用時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 施設が認めた場合は、前項に規定する利用時間以外の時間にホールを利用することができる。

3 準備及び片づけは利用時間の前後30分程度とする。

（利用料金）

第5条 ホールの利用料金は、無料とする。

但し、エアコンを使用する場合は500円を支払うこととする。

（利用の遵守事項）

第6条 ホール利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用をキャンセルする場合は、前日（午前9時～午後5時）までに施設へ電話連絡をすること。

(2) 申請・許可を受けた利用目的以外に使用しないこと。

(3) 秩序を乱す行為をしないこと。

(4) 施設内及び敷地内にて喫煙及び飲酒をしないこと。

(5) 許可無く申請以外の備品及び設備を使用しないこと。

(6) 自転車及び車等は必ず指定の場所へ止めること。

(7) 火気を使用しないこと。

(8) 火災及び盗難の防止に努めること。

- (9) 酒気を帯びて来所しないこと。
- (10) 指定場所以外のトイレは使用しないこと。
- (11) ゴミが出た場合は持ち帰ること。
- (12) 使用後は片づけ及び清掃を行うこと。
- (13) 指定場所以外は許可なく立ち入らないこと。

(利用の申請手続き)

第7条 ホールを利用する者は、当該利用日の前日までにふれあいホール利用申込書(様式第1号)を施設に提出し、その承認を得なければならない。

但し、以下については、利用を認めないものとする。

- (1) 第1条の目的に該当しない活動の利用。
- (2) 営利のみを目的とする活動の利用。
- (3) 政治や宗教に関する活動の利用。
- (4) 社会通念に反する活動の利用。

2 申込書は下記メールへ提出し、メールでの提出ができない場合はFAX又は持参することとする。

メールアドレス : houon@po.harenet.ne.jp FAX : 086-252-3044

(利用の承認及び不承認)

第8条 利用を承認した場合、ふれあいホール利用承認通知書(様式第2号)にて通知することとする。

2 利用が認められなかった場合は、その旨すみやかに通知することとする。

(利用承認の取消し及び変更)

第9条 施設は利用者が次の各号の一に該当するときは、第8条の規定による承認を取り消し、又は承認の内容を変更することができる。

- (1) 利用目的又は利用条件に違反したとき。
- (2) この要項に違反したとき。
- (3) 管理者の指示した事項に違反したとき。
- (4) その他利用者が、ホールの管理上支障となる行為をしたとき。

2 利用承認後に施設の運営上ホールを使用することになった場合は、利用を取り消し及び変更することができる。その場合、すみやかにその旨を連絡する。

(利用の開始)

第10条 当日は利用開始前に事務所(本館1F)へホール利用の許可を受けることとす

る。申請内容に変更がある場合は、事前に必ず申し出を行うこととする。

（利用後の報告）

第11条 片付け終了後は、すみやかに施設にその旨を報告しなければならない。

2 物品や設備の破損・紛失等、利用中に発生した事項があれば直ちに報告すること。
修繕等については利用者が負担し、施設と相談の上実費弁償を行うこととする。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。